

観光庁研修実施に際してのFAQ

観光庁研修の内容について

質問	回答例
観光庁研修と登録研修機関研修はどう違うのですか？	観光庁研修は、改正通訳案内士法施行前に通訳案内士試験に合格した登録者（全国通訳案内士の登録を有する者）を対象に、平成30年度試験から新たに筆記試験科目に加わる「通訳案内の実務」についての知識を補っていただくための研修であり、観光庁が実施いたします。（1回受講するのみ） 登録研修機関研修は、全国通訳案内士の能力の維持向上を図るための研修であり、初回は改正法施行より5年以内、それ以降も5年おきに受講して頂く必要があります。登録研修機関研修は、観光庁の登録を受けた登録研修機関が実施することになります。なお、登録研修機関研修の実施は令和2年度(2020年度)からの実施を想定しております。（今後、5年ごとに定期受講）
効果測定テストとはどのようなものですか？	研修内容の理解度を測るためのテストです。 集合研修の場合は、講義動画を視聴いただいた後、会場にて実施します。なお、効果測定テストは可否を問うものではありません。効果測定テストの実施後、解説をお渡ししますので、研修終了後に復習するようにしてください。
観光庁研修を修了したことはどのように証明されますか？	修了したことを証する修了証を交付いたします。なお、修了者の情報は、観光庁が受講履歴を一括して管理し、「通訳案内士登録情報検索サービス」に反映されます。
この修了証明書は、どのように扱えば良いですか。	本研修を修了したことを証明するためだけのものですので、この証明書はご自宅で保管いただければ結構です。（登録証と一緒に携行したり、変更登録の際などに自治体に提出したりする必要はありません。） なお、他の言語で新たに全国通訳案内士試験を受験される場合、筆記科目「通訳案内の実務」を免除する要件として、当該修了証明書の写しを提出いただきます。

その他通訳案内士制度について

質問	回答例
観光庁研修を受講していると、登録研修機関研修の受講は省略できますか。	観光庁研修と登録研修機関研修は別の研修制度です。観光庁研修の受講の有無にかかわらず、平成29年度までの通訳案内士試験で合格された方は、平成30年1月4日から数えて、5年以内に1回目の登録研修機関研修を受講していただく必要があります。
登録研修機関研修はいつから受講できますか。	令和2年度（2020年度）を目途に、研修を実施していく予定です。
登録研修機関研修はこの団体が実施しますか。国や自治体を実施するものですか。	登録研修機関研修は、国や自治体ではなく、国の登録を受けた民間の団体（登録研修機関）が実施するものです。 現在の法改正で出来た制度で、現時点（R1.7.10現在）では、まだ登録研修機関はありません。今後、登録研修機関として登録される団体が出てくれば、観光庁のHPなどでご案内させていただきます。
自分の住んでいる地域で、登録研修機関の研修が実施されますか。	現在、登録研修機関として登録された団体はなく、研修の内容や実施スケジュール等を検討いただいている段階ですので、開催地等の詳細は未定です。 各地域の通訳案内士団体や企業等が、登録研修機関としての研修実施をご検討いただいているものと聞いております。
登録研修機関研修を受講しないとどうなりますか。	全国通訳案内士が5年ごとの研修受講義務に違反した場合、都道府県は、全国通訳案内士の登録を抹消することができます。登録を抹消されると、2年間は再登録ができず、その間は「全国通訳案内士」の名称を用いることができません。 なお、試験合格の事実が無効になるわけではなく、2年経過すれば、再度登録していただく事は可能です。
登録研修機関研修の受講時期や各団体の研修実施スケジュール等については、個別の連絡がきますか。	ご自身の登録研修機関研修の受講時期等については、観光庁からリマインドのご連絡等をする予定はありません。ご自身で研修を受講した年月日を管理してください。 なお、研修の実施スケジュールについては団体毎に異なります。受講を希望される団体が公表している情報を確認して受講するようにして下さい。
通訳案内士登録情報検索サービスについて、利用するにはどのような手続が必要ですか。	まず登録している都道府県で、メールアドレスを登録する必要があります。その上で、ご自身でウェブ上の当該サービスにアクセスしていただき、公開情報の設定を行って下さい。
通訳案内士登録情報検索サービスにメールアドレスを登録しておく、観光庁からメールで連絡が来るようになりますか。	通訳案内士登録情報検索サービスにメールアドレスを登録した方のみに対し、特別にメールで連絡することは、原則ありません。先般の法改正の内容の周知のように、特別な事情がある場合は、メール・郵便により、皆さまにご連絡させていただきます。 ただし、観光庁が事業を実施する中で、必要に応じて、当該サービスに登録されたメールアドレスを活用させていただき、連絡させていただく可能性がございます。
通訳案内士登録情報検索サービスに登録すると、通訳案内士の仕事がきますか。	当該サービスはマッチングサイトではありません。観光庁が登録情報の閲覧を承認したエージェント（旅行業者、派遣業者、宿泊施設等）が、情報公開を行っている通訳案内士の情報を検索できるサービスになっています。 情報公開を行っている場合は、通訳案内士を探しているエージェントから、公開されている連絡先あてに連絡が来る場合があります。
全国通訳案内士ですが、地域通訳案内士の研修を受講することは出来ますか。	地域通訳案内士の要件として、全国通訳案内士資格保有者を排除するものではありませんが、各地域で行われる研修受講者の要件は、地域毎に異なりますので、受講する地域の実施要綱等をご確認下さい。
地域通訳案内士の研修は、全ての自治体が行っていますか。	地域通訳案内士の研修は、全ての自治体で一律に実施されるものではありません。すでに地域通訳案内士を導入している地域は、観光庁ホームページにて公表しておりますので、そちらをご確認下さい。